

消費者トラブル注意情報～令和6年7月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

(令和6年7月 12日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
商品一般 (クレジットカードの不正利用など)	クレジットカード会社から身に覚えがない請求メールが届いている。 対処法を教えてください。	第三者による不正利用のおそれがありますので、早急にクレジットカード会社へ相談してください。ただし、クレジットカード会社を名乗ったフィッシングメールの可能性もありますので、メールのリンクを開いたりせず、必ずクレジットカードの裏面に記載されている電話番号に連絡するようにしてください。 また、利用明細は公式サイトやアプリから必ず毎月確認しましょう。困ったときは、お住いの地域の消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)国民生活センターホームページ
フリーローン・サラ金 (借金など)	複数の消費者金融から借金をしており、返済ができなくなった。 債務整理をしたい。	借金が返せないときには、一人で悩まず早めに弁護士や司法書士などの専門家や専門機関に相談し、債務の整理を行うことをおすすめします。 債務整理の方法は、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産などがあり、どの方法を取るかは、個々の事情を踏まえて専門家等と相談することになります。相談する際は、あらかじめ借入先や借金の額を分ける範囲で整理しておきましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
電気 (電話勧誘のトラブルなど)	大手電力会社を名乗って電気料金が安くなると電話があった。 本当だろうか。	電力小売り自由化後、電話勧誘等による電力会社の切り替えトラブルが増加しています。勧誘時に安さを強調するが、実際には安くならなかったり、解約時に高額な違約金が発生したりすることがあります。 大手電力会社を名乗って勧誘するケースもあるため、勧誘を受けたときには、契約先の社名等をしっかり確認しましょう。契約する際は、料金プランや算定方法などをよく確認しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

- (1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合
- (2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

- 広島県消費者啓発サイト「[よくある相談事例](#)」⇒ 
- 電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ))最寄りの相談窓口につながります。
広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111
(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

- 電子メール相談:県サイト

[電子メール受付](#) ⇒



- 消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー&ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

■広島 FM「大窪シゲキの9(ク)ジラジ」コラボキャンペーンのお知らせ

- 広島県消費者トラブル防止 DJ 大使である大窪シゲキ氏が MC を務める広島 FM のラジオ番組「大窪シゲキの9(ク)ジラジ」(月～木 20:00～22:00)とコラボし、オリジナルステッカーをプレゼントするキャンペーンを実施します。ラジオ番組コラボキャンペーン:7月19日(金)～8月2日(金)
消費生活課公式 X をフォロー & リポストをした人の中から抽選でステッカーを10名にプレゼント!
詳しくは、こちらから ⇒ [広島県消費生活課ホームページ](#) 【発行】広島県環境県民局消費生活課